

(3) JR北海道等の固定資産に係る特例措置（三島特例）の延長等  
（固定資産税、都市計画税）

内 容

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の固定資産に係る特例措置の適用期限を5年延長するとともに、JR北海道等に鉄道施設の貸付を行う法人として「交通エコロジー・モビリティ財団」を追加する。

固定資産税・都市計画税：課税標準1/2